

幼稚園預かり保育用

(宛先) 宝塚市

請求日 令和 年 月 日

施設等利用費請求書

【令和 年 月～令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。指定する振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、宝塚市内に居住していることを宝塚市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを宝塚市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を宝塚市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を宝塚市が確認すること。

1. 請求金額

円
 ※裏面の「7」の各利用年月の合計請求額を記入

2. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子どもと の 続柄	父・母	生年月日	S・H	年	月	日
保護者 氏名				現住所	電話:			

3. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別	☐ 新2号 ☐ 新3号	
生年月日	H・R	年 月 日
フリガナ		
現在の住所	児童氏名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した		
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和 年 月 日

※市内転居の場合は上記の現住所欄に転居後の住所を記入願います。

4. 在籍する幼稚園・認定こども園

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話:
在籍状況	☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		令和 年 月 日	

5. 振込先

※銀行コード・支店コード・口座番号につきましては右詰めで記入願います。

金融機関名				預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫 農協・信用組合				口座番号	
				(口座名義人)フリガナ	
銀行 コード		支店 コード		口座名義人	

※口座振込用の口座番号等は正確に記入してください。

ゆうちょ銀行の通帳の場合、表紙を開いて、下側のページに口座番号等が記載されています。

この口座振込をもって、支払の効力を生ずることについては、異議ありません。なお上記の口座名義人を私の代理人として定め、補助金の請求受領に関する権限を委任します。(上記2「施設等利用給付認定保護者」と異なる名義の口座へ振り込む場合のみ。)

<裏面も記入して下さい>

【保育事業課記入欄】 請求書入力日 R / / 請求書チェック日 R / /

裏面にも記入欄があります。

6. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費も請求することができる場合は記入(※1)

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：

※1 各施設の預かり保育実施計画において「教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間以上」、「年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日以上」の要件をいずれか又は両方を満たしていない場合に、他の認可外保育施設、保育所の一時預かり事業、病児病後保育、ファミリーサポート事業等を併用した場合の利用料を無償化の対象に含むことができます（上限あり）。

7. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等 に支払った 金額(d) ※2 ※3	「c+d」の 合計金額	請求額 ※4 ※5 （「c+d」が月額上 限額の低い方を記 入）
	幼稚園に 支払った金額(a) ※3	利用 日数	対象額(b) (450 (R8.10～ 490) ×利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)			
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円

8. 今回の請求期間中に、在籍園の預かり保育事業と認可外保育施設等の利用が無かった月を記入

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
-----	-----	-----	-----	-----

※2 認可外保育施設等に支払った金額は、上記6で記入した施設の利用料を記入してください。

※3 上記で記入した「幼稚園に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する市所定の領収証と市所定の提供証明書を添付して下さい。

※4 月額上限額は、3歳児～5歳児の場合は11,300円（令和8年10月～12,300円）、満3歳児の場合は16,300円（令和8年10月～17,700円）となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

※5 在園児童が月の途中で退園した場合や月の途中から入園した場合（市町村間の転出入も含む。）の月額限度額は以下の通りとなります。（令和8年10月～はそれぞれの補助上限額に読み替えて計算してください。）

①月の途中で退園した場合の限度額：450円×幼稚園退園日までの預かり利用日数
さらに認可外保育施設等も無償化の対象の場合：11,300円×退園日までの日数÷その月の日数

②月の途中で入園した場合の限度額：450円×幼稚園入園日以降の預かり利用日数
さらに認可外保育施設等も無償化の対象の場合：11,300円×入園日以降の日数÷その月の日数

※小数点以下の端数がある場合は切り捨てとなります。

※「退園日までの日数」・「入園日以降の日数」・「その月の日数」は各月の実日数となります。

注意・鉛筆や消えるインクのペンでの記入されたものは受付できません。

・書き間違いされた場合、二重線を引いて修正してください。

・添付の領収証と提供証明書に疑義がある場合、支払決定が行えない又は次回支払日になる場合があります。